

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 30 年 8 月 3 日（金）

担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部賃金室
	賃金室長 雑賀 秀元
	地方賃金指導官 前西 敏史
	電 話 073 (488) 1152
	F A X 073 (475) 0113

平成 30 年度和歌山県最低賃金の改正答申について

－ 26 円引上げて時間額 803 円 －

和歌山地方最低賃金審議会（会長 富山 信彦）は、本年 7 月 10 日、和歌山労働局長（松淵 厚樹）から「和歌山県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、和歌山県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、本日結論を取りまとめ、和歌山労働局長に対し「時間額 803 円」とする旨の答申を行った。

この「時間額 803 円」は、現行の和歌山県最低賃金「時間額 777 円」を「26 円」引上げるものである。

和歌山地方最低賃金審議会においては、去る 7 月 26 日に中央最低賃金審議会から示された目安（和歌山県の場合 25 円引上げ）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、和歌山県最低賃金が改正されることとなる。

時間額 803 円が発効した場合、6 年連続で 10 円以上の引上げとなり、最低賃金が時間額のみで定められた平成 14 年度以降では最大の引上げ額となる。

【参考：和歌山県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
最低賃金額	701 円	715 円	731 円	753 円	777 円	(803 円)
対前年度 上昇率※	1.59%	2.00%	2.24%	3.01%	3.19%	(3.35%)
対前年度 上昇額	11 円	14 円	16 円	22 円	24 円	(26 円)

※小数点第 3 位四捨五入